○厚生労働省令第百九号

品 五 質 号) 医 薬 第 品 有 効 兀 性 + 医 及 療 兀 び 条 機 安全 第 器 等 性 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 及 品 確 び 質、 第二 保 等 有 に 効 項 関 並 性 す び 及 る び 12 法 第 安 律 全 六 施 + 性 行 七 \mathcal{O} 規 条 確 則 第 保 等 \mathcal{O} 項 12 部 関 \mathcal{O} を 改 規 す 定 る 正 に 法 す 基 律 づ る省令を き、 昭 和 三 医 次 $\overline{+}$ 薬 \mathcal{O} 밆 五 ょ 年 うに 法 医 療 律 · 定 め 機 第 器 百 る。 等 兀 + \mathcal{O}

令和三年六月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

医 薬 品 医 療 機 器 等 \mathcal{O} 밆 質、 有 効 性 及び 安 全 性 \mathcal{O} 確 保 . 等 に . 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る省令

省令第一号)

の —

部を次の表

0

ように改正する。

医 薬 品 医 療 機 器 等 *O* 品 質、 有効性 及び 安全性 の確保等に 関する法律 施行 規 則 (昭 和三十六年 厚生 改正後

別表第三 (第二百四条関係)

有機薬品及びその製剤

| ~目の| (器)

歩く。

回の回 (器)

四の二 (容)

 $\overline{\Box}$ $\overline{\Box}$

プンダジンーボーイラー 国エーカンド [1・1 | - 4] カン

ミジン―四―オン(別名リスジプラム)及びその製剤。ただ

し、一緒中七―(四・七―ジアザスプロ[二・五] オクタン

 $- \pi - \angle = 0$

□ プンダジン─┼─┴与) ─国Ⅱ─プン [| ・ | | - □

ピリミジン―四―オンとして六〇 昭以下を含有するものを

 $\overline{\text{BOII}}$ 三・五ージアミノー大ー (ニ・ニージクロロフェニル

用剤を除く。

別表第三 (第二百四条関係)

有機薬品及びその製剤

|~回の| (器)

毒 薬

) ―二―イミダゾリンとして〇・〇五%以下を含有する外

リン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、二―(四― 三級アチルーニ・ベージメチルーニートドロキシベンジル

四の二 ニー (四―川窓アチャー)」・ ボージメチャーニー とド

改正前

ロキシベンジラ) ―! ― ケミダブラン (空俗をキツメダブ

(粧穀)

回の日 (略)

H~十九 (器)

瀬 瀬

有機薬品及びその製剤

|~||0||+||| (路)

五の二十四 (略)

チルベンゼンスルホン酸 (別名ウパシカルセト) 、その塩シエチル] カルバモイル) アミノ) ―五―クロロ―四―メ 王の二十五 三― ({ [(1|∞) ―1|―アミノ―1|―ガルボキ

類及びそれらの製剤

<u>|</u> | 日の<u>|</u> | 上の | 十二 | 日の | 十二 | 日の | 十二 | (器) ○○ 昭以下を含有する錠剤を除く。 ―ジクロロフェニル)―一・二・四―トリアジンとして一の製剤。ただし、一錠中三・五―ジアミノ―六―(二・三)―一・二・四―トリアジン(別名ラモトリギン)及びそ

回の回 (格)

日~十九 (器)

| | | | |

有機薬品及びその製剤

| ~|| ~|| (|| (2)

ド)、その塩類及びそれらの製剤) エチル]プロパン―一・三―ジオール(別名フインゴリモエの二十四 二―アミノ―二―[二―(四―オクチルフエニル

(整設)

製剤 三―ジオン(別名グスペリムス)、その塩類及びそれらのドロキシ―四・九・一二―トリアザノナデカン―一〇・一面の二十五 一―一―アミノ―一九―グアニジノ―一一―ヒ

<u>| 旧の二十代~||日の日十月</u> (器)

 +九の四 (略) 六~十九の三 (略) <u>五の六十</u>~<u>五の七十二</u> (略)

十九の六 (略) 十九の五 ギボシラン、その塩類及びそれらの製剤 リシタビン)、その塩類及びそれらの製剤―五―イル] ピリミジン―二(一日)―オン(別名エムト

ナゾリノン二〇 略以下を含有する内用剤を除く。ルオロメチル―三―(オルト―トリル)―四(三日)―キロン)及びその製剤。ただし、一個中六―アミノ―ニ―フートリル)―四(三日)―キナゾリノン(別名アフロクア||五の五十七 大―アミノ―ニ―フルオロメチル―三―(オルト

<u>| 旧の日十二~日の九十</u> (零)

ベ~十九の三 (略)

エノチアジン〇・六%以下を含有する内用剤を除く。含有する内用剤及び一〇―(三―キヌクリジニルメチル)フ(三―キヌクリジニルメチル)フェノチアジン三 略以下をン (別名メキタジン)及びその製剤。ただし、一個中一〇―十九の四 一〇―(三―キヌクリジニルメチル)フェノチアジ

(粧設)

トロン)、その塩類及びそれらの製剤 --ベンジ[do] --インキノリン--|-オン(別名パロノセーイル]--|・三・三・三g・四・五・六--〈キサヒドロ--|H+丸の五 (三gS) --ニー[(三S) --キヌクリジン--三

 <u>十七の</u>(と)

11十~11十代の111十川 (客)

グルチド(遺伝子組換え))及びその製剤ミン酸がガンマ―位で結合した修飾ポリペプチド(別名リラジン残基のイプシロン―アミノ基にZ―パルミトイルグルタ生される三十一個のアミノ酸残基からなるポリペプチドのリアミノ酸残基をコードするDNAの発現により組換え体で産置換したヒトグルカゴン様ペプチド―一の七―三十七番目の二十六の三十四 三十四番目のリジン残基をアルギニン残基に

(潛設)

三十七の十四 (略) ニーナーシェーナーの十三 (略) ファルル、ミン酸メテル (別名ベルイングアト) 及びその製剤

<u>三十七の十六</u> (略) <u>三十七の十五</u> ジヌツキシマブ及びその製剤

五十二 (路) 三十八~五十一の十五 (路) 三十十0十十四 (路)

リナカ~川ナカと十川 (器)

する内用剤) ― |・ | ― ジェチル尿素として○・○二五 昭以下を合有 ○ ― ジデヒドロ― 大 ― メチルエルゴリン― 八アルフアーイル リスリド) 又はその塩類の製剤であって一個中三― (九・ | ゴリン― 八アルフアーイル) ― |・ | ― ジェチル尿素 (別名 ミ十七の十四 三― (九・ | ○ ― ジデヒドロ― 大 ― メチルエル

(海設)

(別名ザルトプロフェン) 及びその製剤 キンジベンブ [b・艹] チェピン―ニ―イル) プロピオン酸 三十七の十五 ①―ニ― (一○・一一―ジロドロ―一○―オ

 $\frac{11+h0+t}{11+h01+h}$ (器)

三十八~五十一の十五 (略)

モニウムクロリド及びその製剤 五十二 ジメチルエチル― (三―ヒドロキシフェニル) ―アン

リジニウムブロミド(別名臭化ピリドスチグミン)の製剤で五十二の二 三―ジメチルカルバモイルオキシ―一―メチルピ

ボナーのナニ (略) 玉十三~ボナーのナー (略)

大十二 (略) 大十一の十三 テデュグルチド及びその製剤

百三十四の八 (略)大十二の二~百三十四の七 (略)

ーサイクリック (ニーナ) ジス・アンイド (別名・デ・ナウム オングーレース 2 キュルーユーシスティニ・ルーユース 2 キュンスティニ・ルーユース 2 キュンスティニ・ルーユーチョシ・ルートリプトファニ・ルーユーシット・ロ・ナ・ロ・ナ・コ・フェニ・アラニ・ルーコージルボキシメチルーー・四・七・一〇ーテトラアザシクロドデョニーロのカール・アクムは一人に、四・七・一〇ートリカ

ピリジニウムブロミド六〇 昭以下を含有するものあって一錠中三―ジメチルカルバモイルオキシ―一―メチル

H十川~七十0十1 (路)

(整設)

ラム)及びその製剤大十二 テトラエチルチウラムジスルフイド (別名ジスルフイ

大十11011~石11十回の七 (略)

エニトイン)、その塩類及びそれらの製剤ルイミダゾリジン―一―イル)メチルエスチル(別名ホスフ百三十四の人 リン酸(二・五―ジオキソ―四・四―ジフエニ

(葄縠)

百二十五

| 四川十代 (盤)

別表第五(第二百二十八条の十関係)

医薬品

一~十九 (略)

11十 (魯)

11+1 Z- (11-VW/-B-V544VH15) -B- { [(1|円) 一川 (カンジソー川― ナラ) アロペーコーHソ アミドプメチル~ベンズアミド(別名ツシジノスタツト)及 びその製剤

11十11 (2)

(容) (器)

百三十五 レセルピリン繋ジメチルアミノエチル、その塩類及 びそれらの製剤。ただし、一緒中レセルピリン験ジメチルア ミノエチルとして一五。昭以下を含有するものを徐く。

一川十八 (盤)

別表第五 (第二百二十八条の十関係)

医薬品

一~十九 (略)

| ボートリメチルー| 五一才キン―|〇・| 五・ | ボ・ | 七 ― 小トランドロ― 二 五一回・ < ― メ テ ~ プ ラ グ ロ [回・ 三 一 日][1]・円・1 1] 、ノンイキャジア デックロア トレアツン ―三―カルボニトリル(別名ロルラチニブ)及びその製剤

<u>| 11十| | 国ードルノー | 一 | イターロードル | ブレルノッ | ナー | 11十| | 国ードル | 11十| | 国ードル | 11十| | 国ードル | 11十| | 日 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 1</u> 11 (1日) ― プラミジノン田― (ナトシウム オクタアツラ ホスフアート) (別名シタラビン オクホスフアート) 及び その製剤

<u>七十八</u> シスージアンミンジグロロ白金(別名シスプラチン) 百 ジヌツキシマブ及びその製剤

四二~<u>二四</u>二 (盤)

11 | 四月 (盤)

(器) <u>十四十</u> (器)

及びその製剤

(犛穀)

九十九 ジノスタチン スチマラマー及びその製剤

四~二四 (盤)

二百一 ラムシルマブ及びその製剤

(粧穀)

二百二 リツキシマブ及びその製剤

この省令は、公布の日から施行する。

附

則